

保育所等市有地現地調査業務仕様書

1 調査箇所数

84箇所（札幌市中央区北5条西14丁目1番地29 ほか）

※別添現地調査箇所一覧のとおり

2 調査内容

委託者が貸与する調査図及び地積測量図に基づき、「管理用図面」を作成し、次の項目について調査し、その結果を「現地調査業務報告書」に記録すること。

なお、調査箇所の状況により、実施が困難な調査項目がある場合は、速やかにその旨を委託者に連絡し、協議すること。

(1) 境界の確認（境界標の有無及び破損・移動等の状況）

※境界標の上面を清掃のうえ、これに赤ペンキを塗布すること。

また、同調査ごとに境界標周囲の雑草及び土砂等を除去し、常に境界標周囲を確認できる状態にしておくこと。

(2) 不法使用及び越境物の有無、並びに有の場合の状況（散在している場合を除き、管理用図面に位置記入）

※市有地内の塀、樹木等が隣接地に侵入している場合も記入すること。

3 報 告

現地調査の結果については、調査終了後に次に定める報告書を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

- ・ 現地調査業務報告書 — 別紙様式
- ・ 写真による報告

境界標及び対象地の状況が分かるよう全景について、管理用図面に撮影方向を記入の上、その現況写真を添付するとともに、必要があれば補足説明を加えること。

4 調査期間等

調査期間及び定期報告書の提出期限は次表のとおりとする。

調査回	調査期間	報告書提出期限
1 回	契約日 ～ 令和8年11月30日	令和9年1月31日

5 調査図に示す記号の使用等

(1) 記号の使用

境界標に関する報告等については、調査図の各境界点に付した記号を用いること。（記号が付されていないものについては、適宜記号を付して報告すること）

なお、詳細は担当に確認のうえ進めること。

記号の例 A・B・C・・・、K1・K2・K3・・・、N1・N2・N3・・・など

所在					
地番					
					縮尺

(2) 調査図及び地積測量図の返納

調査図及び地積測量図は、業務完了後すみやかに委託者に返納すること。

6 業務従事者等

(1) 業務従事者

本業務は、これに従事する者のうち、測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第51条に規定する測量士補以上の有資格者1名を直接従事させるものとする。

(2) 身分証明書の携帯等

業務従事者は、別途札幌市が指定する身分証明書を携帯することとし、身分証明書は、関係者から請求があった場合、これを提示しなければならない。

(3) その他

業務の際は、作業車等のノンアイドリング等環境に配慮して作業を進めること。

7 成果品

成果品の提出形式及び内容は、次のとおりとする。

(1) 提出形式

- ア 提出形式は図書及び同データを保存したDVD-ROM又はCD-ROMとする。
- イ 使用OSはWindowsとする
- ウ 文書作成アプリケーションはMicrosoft Word又はExcelとする。
- エ 管理用図面及び現況写真はPDF形式とする。
- オ DVD-ROM又はCD-ROMについては、提出前にウイルスチェックを行うこと。

(2) 内容

- | | |
|-------------|--------------------|
| ア 現地調査業務報告書 | 原稿一式（本仕様書の3に定める様式） |
| イ 管理用図面 | 原稿一式 |
| ウ 現況写真 | 原稿一式 |

(3) その他

- ア 本業務に係る全ての成果品の著作権は、札幌市に帰属するものとする。
- イ 成果品に関し定めのない事項については、別途委託者と受託者による協議のうえ

定めるものとする。

8 その他

本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者による協議の上、対応を決定するものとする。